

秦野市伊勢原市環境衛生組合
栗原一般廃棄物最終処分場
危機管理マニュアル

平成30年1月策定

令和 元年6月改定

令和 4年7月改定

令和 7年3月改定

秦野市伊勢原市環境衛生組合

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本的事項	1
1 目的	1
2 基本方針	1
3 対象とする危機的事象	1
4 職員等のあるべき基本姿勢	2
5 災害発生時の一般的行動計画	2
6 通報の義務	2
第2章 平常時予防対策	4
第1節 危機の発見、危機予防対策	4
1 安全パトロール等	4
2 日常点検等	4
3 訓練と職員研修等	4
4 緊急対応の事前準備	4
第3章 緊急時（地震）対策	7
第1節 緊急時の対応	7
1 初期対応	7
2 職員等の動員計画	7
3 委託職員の安否確認及び報告	7
4 施設の被害調査	8
5 施設の応急措置	8
6 設備機器操作基準	8
7 被害への対応	8
8 施設の再稼働	9
9 緊急時の施設利用制限等への対応	9
第4章 緊急時（風水害及び雪害）対策	10
第1節 基本的事項	10
第2節 緊急時の対応	10
1 初期対応	10
2 職員等の動員計画	10
3 委託職員の安否確認及び報告	11
4 施設の被害調査	11
5 施設の応急措置	11
6 設備機器操作基準	11
7 被害への対応	12
8 施設の再稼働	12
9 緊急時の施設利用制限等への対応	12
第5章 緊急時（火災）対策	13
第1節 緊急時の対応	13
1 初期対応	13
2 避難経路	13
3 職員等の動員計画	13

4	委託職員の安否確認及び報告	14
5	施設の被害調査.....	14
6	施設の応急措置.....	14
7	設備機器操作基準.....	14
8	被害への対応.....	14
9	緊急時の施設利用制限等への対応	15

《様式編》

様式 1	安全パトロール点検表
様式 2	浸出水処理設備日報
様式 3	栗原一般廃棄物最終処分場内点検日報
様式 4	栗原一般廃棄物最終処分場ヒヤリハット等報告書
様式 5	栗原一般廃棄物最終処分場災害用備品等一覧表
様式 6	栗原一般廃棄物最終処分場設備被害状況等報告書
様式 7	初期対応チェックシート
参考様式 1	栗原一般廃棄物最終処分場緊急連絡体制表

第1章 総則

第1節 基本的事項

1 目的

本マニュアルは、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「組合」という。）が策定した「秦野市伊勢原市環境衛生組合災害対策計画」（以下「災害対策計画」という。）及び「秦野市伊勢原市環境衛生組合危機管理基本マニュアル」（以下「基本マニュアル」という。）を基に、栗原一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）における地震などの自然災害、事故、事件等（以下「災害等」という。）による被害に備えた事前対策と、発生した場合の対応に関する事項を定め、人的及び物的被害の未然防止及び軽減を図るとともに、災害等発生後の処分場管理業務等の円滑化を目的に定めるもので、組合職員及び委託職員（以下「職員等」という。）に十分周知することにより、危機的事象に対処するものである。

また、基本マニュアル及び本マニュアルに基づき、迅速かつ的確な対策を講じることによって、災害等発生後の被害を最小限に抑え、かつ浸出水の処理を円滑に遂行するため、職員等はあらかじめこの内容をよく理解しておくこと。

なお、本マニュアルの内容に変更点、追加事項等が生じた場合は、速やかに修正し、職員等の間で正確な情報を共有するものとする。

2 基本方針

- (1) 資機材搬入事業者等（以下「施設利用者」という。）、職員等の生命、身体
の安全確保を最優先する。
- (2) 危機に際しては、職員等が一丸となって対応する。
- (3) 日頃から新たな危機を想定し、必要な対策について検討及び実施する。
- (4) 職員等の危機管理意識を醸成し、危機対応における未習熟な点を改善するため教育や訓練を実施する。

3 対象とする危機的事象

処分場の埋立地及び浸出水処理設備において、施設利用者、職員等の生命、身体又は財産に被害を招くおそれのある事象や状態で、環境被害、健康危機等も含む次の事項とする。

- (1) 自然災害
地震、風水害及び雪害その他自然現象による災害
- (2) 重大事故
ア 火災又は爆発事故
イ 危険物、有毒ガス、劇毒物等の流出事故

- ウ その他の人的被害又は物的被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるもの
- (3) 排水水が法令等規制値（伊勢原市下水道排除基準値）を超えた場合 (4) 浸出水処理設備の稼働停止を伴う機器類の故障、停電等で(1)から(3)までに該当しないもの
- (4) 致死率又は感染力が高い感染症による健康被害

4 職員等のあるべき基本姿勢

(1) 平常時

災害等の危機を個人的な問題、あるいは偶然や間が悪くて生じたものという認識では、危機の兆候を見逃しかねない。常に「もしかしたら・・・」の心構えをもつことが「まさか・・・」の事態を未然に防ぐことにつながる。

日頃から市内や他の自治体等で発生した災害等の危機情報に目を配り、対岸の火事と考えることが大事である。

(2) 緊急時

緊急時には予期しないことが次から次へと起こり、混乱することが予想される。しかし、危機的事象に対して受け身の対応に終始することなく、状況変化を先読みし、主体的に困難を切り開いていく心得をもつ。

5 災害等発生時の一般的行動手順

- (1) 職員等は、基本マニュアル及び本マニュアルに定める事項を日常業務に優先して行う。
- (2) 職員等は、施設利用者及び自身の安全を確保した後、速やかに工場長（不在の場合は代理の者、以下「所属長等」という。）の指示を受け、あらかじめ定められた責任分担に従って行動する。
- (3) 職員等は、勤務時間外の災害発生時において、初期段階の活動（初期対応）が可能な人員が不足している場合は、表1「初期対応時の優先順位」に従って行動する。

表1 初期対応時の優先順位

優先順位1	けが人等の救助活動（人命救助）
優先順位2	被害拡大の防止措置（災害防除）
優先順位3	関係機関等への連絡（通報連絡）
優先順位4	警備及び施設点検

6 通報の義務

- (1) 職員等は、処分場において危機的事象を発見した場合、直ちに電話（内線）、携帯電話等で所属長等及び関係機関に緊急通報しなければならない。

- (2) 職員等は、別に作成する緊急連絡網を熟知しておく。
- (3) 危機的事象を発見した者は、その問題を抱え込まず、緊急連絡を行うことが、災害等による被害拡大防止につながることを認識しておく。

第2章 平常時予防対策

第1節 危機の発見、危機予防対策

1 安全パトロール等

- (1) 組合の安全衛生委員会による安全パトロールを年2回行う。点検方法は、様式1「安全パトロール点検表」により問題の有無を確認する。
- (2) 委託業者による安全パトロールを年1回以上実施する。

2 日常点検等

- (1) 委託職員が行う日常点検

委託職員は、日常の管理業務として様式2「浸出水処理設備日報」に基づき、業務日に目視等による設備等の点検を行う。

また、処分場内については、様式3「栗原一般廃棄物最終処分場内点検日報」に基づき、業務日に目視等による点検を行い、その結果を組合職員に報告する。

- (2) 事故事案等の報告

委託職員は、各種点検において、事故事案や不具合箇所等を現認した場合には、速やかに組合職員に報告するとともに、遅滞なく報告書を提出する。

また、報告を受けた組合職員は所属長等に報告し、対応方法を検討後、速やかに対応する。

3 訓練と職員研修等

- (1) 訓練

職員等は、事故等発生時の迅速かつ的確な対応及び浸出水処理設備の円滑な復旧のための防災訓練及び消防訓練等を年1回以上行う。

- (2) 職員研修

職員等は、危機管理意識の向上等の研修を受講するよう努める。

- (3) 事例研究

委託職員は、日頃から設備を管理するうえで、労働安全衛生上のヒヤリハット等の事例が生じた場合、様式4「栗原一般廃棄物最終処分場ヒヤリハット等報告書」により、組合職員に報告する。

職員等は、事例の情報を共有し、災害等の防止及び再発防止に努める。

4 緊急対応の事前準備

職員等は、日頃から起こり得る被害を想定し、緊急対応に備える。

(1) 被害想定

ア 地震

大規模地震により、交通機関の乱れ等が想定される。浸出水処理設備の安全かつ安定した運転を継続していくうえでの人員確保と被災した機器の補修を行うための対応を取る。

また、重機用燃料や浸出水処理設備の運転に必要な薬品類等の入手が困難になることが想定されることから、燃料や薬品類等の事前確保に努める。

イ 風水害及び雪害時等

- (ア) 日頃から台風及び豪雨等の被害に備えるため、気象情報等の情報収集、及び設備の排水系統の点検を行う。
- (イ) 大雨や台風の事前対応として調整槽の水位低減、側溝清掃、重機の高台への移動などの対応を行う。
- (ウ) 降雪が予測されるときは、場内の舗装部分等に、凍結防止剤を散布する。

ウ 火災

職員等は、日頃から火災予防に努めるとともに、消防訓練等を年1回行う。

エ 設備内有害ガス発生・爆発

- (ア) 酸性とアルカリ性の薬剤の混合による有害ガスの発生等の危険性があるので、薬剤納入時には、搬入口の表示を十分確認して搬入させる。
- (イ) 薬剤漏えいによる有害ガス発生の危険性に備え、常に薬剤タンクや配管類の破損等を点検する。

オ 機械的事故

減速機やチェーン設備の作動不良等により、身体を挟まれる危険性があるため、機器点検による作動状況の確認及び安全カバー等の確認を行う。

カ 転倒や転落による事故

施設内の転倒や転落防止のため、常に整理整頓を行う。また、高所開口部点検等の際は、注意喚起の表示を行い、周囲の状況を確認するとともに、転倒や転落事故防止に努める。2メートルを超える高所で、かつ手すり等の措置がされていない場所で作業を行う場合は、墜落制止用器具を使用する。

キ 火傷・感電等

機器接触による火傷、電気設備による感電事故、薬剤による薬傷及び保管燃料の漏れによる火災、熱中症による健康被害等を未然に防止するため、定期的な設備機器の点検を行うとともに、職場の安全を確保するため、常に作業環境の改善に努める。

ク 感染症等

新型インフルエンザ等感染症流行時の処分場管理業務の実施にあたっては、職員等の感染予防対策のため、必要な感染防護用資材（手袋・サージカル

マスク等)を備蓄しておく。

(2) 防災用品・感染症予防物品の整備

組合職員は、災害時等の救助、応急措置等に供するために、様式5の「栗原一般廃棄物最終処分場災害用備品等一覧表」に示す備品を倉庫等に保管しておくとともに、年2回点検し、緊急時に使用可能な状態であることを確認する。

(3) 緊急連絡体制

ア 職員緊急連絡網

別に作成する「栗原一般廃棄物最終処分場職員等緊急連絡網」にて、職員等の安否確認や連絡を行う。

イ 関係機関緊急連絡先

契約に基づき委託事業者が別に作成する「維持管理計画書」の「非常体制招集表」により、緊急時の関係機関（委託事業者、消防、警察、電力会社等）への連絡体制を整備する。

(4) 事業者への協力要請

ア 非常招集体制及び職員の確保

委託職員は、「非常招集体制表」に基づく招集体制を整備する。また、職員が不足する場合には「維持管理計画書」に定める「業務遂行に必要な人員の確保」に基づき人員確保の対応を行なう。

イ 処分場の修繕

委託職員は、災害等発生時の処分場の破損に伴う緊急的な修理に関して、速やかに組合職員と協議する。

ウ 燃料等供給の確保

災害等発生時には、別途締結した「災害時における燃料の供給に関する協定書（令和2年5月）」により、重機用燃料等の確保及び業務継続に努める。

第3章 緊急時（地震）対策

第1節 緊急時の対応

組合職員は処分場に常駐していないことから、地震による災害等発生直後から組合職員が到着するまでの間は委託職員により、次のとおり初期対応を実施するとともに、組合職員到着後は相互の協力のもとで対応に全力を注ぐこと。

1 初期対応

- (1) 災害等発生直後は、人命の保護及び二次災害防止に努める。
- (2) 二次災害を防止するため、落下物や倒壊物に注意するとともに、施設利用者を安全な場所へ誘導する。
なお、災害等の程度によっては緊急（一時）避難場所である栗原自治会館へ誘導する。
- (3) 火気設備器具等の点検を行うとともに敷地内及び敷地周辺状況の把握に努める。
- (4) 伊勢原市行政情報メール、ラジオ、テレビ等により正確な地震情報を把握する。

2 職員等の動員計画

組合職員は、表2「地震時における参集区分表」に従い、平常時の勤務場所に参集する。

なお、委託業者の参集については委託業者が別に定めることとするが、原則は組合職員の参集区分に準ずる。

表2 地震時における参集区分表

震度4	レベル1	6級以上の職員及び施設管理に関わる職員が参集、点検
震度5弱以上	レベル2	主幹・技幹級以上の職員、施設管理に関わる職員が参集 必要に応じて関係職員を招集 ※職員の安否確認を実施
震度6弱以上 ※震度6弱未満でも市内に大規模な被害が発生したときはレベル3とする。	レベル3	全職員が参集 ※職員の安否確認を実施

3 委託職員の安否確認及び報告

委託業者の責任者（以下「総括責任者」という。者）は、表1のレベル2以上の状況にある場合は、職員の安否を確認し、結果を組合職員へ報告する。

4 施設の被害調査

委託職員は、地震による危機的事象が発生し、震度4以上であった場合様式2「浸出水処理設備日報」及び様式3「栗原一般廃棄物最終処分場内点検日報」により設備の被害状況を調査し、基本マニュアルの「危機情報連絡票（基本マニュアル様式1）」により総括責任者へ報告し、総括責任者は組合職員へ報告する。

5 施設の応急措置

委託職員は、被災状況を把握し応急措置が必要な場合、復旧方法等を組合職員と検討し、必要な対応を行う。

6 設備機器操作基準

地震発生時の設備機器及び埋立機材等の取り扱いは表3「処分場地震発生時設備機器等操作基準一覧表」のとおりとする。

表3 処分場地震発生時設備機器等操作基準一覧表

設備名	作業名	震度1～3	震度4～5強	震度6弱以上
浸出水 処理設備	浸出水 処理作業	○継続運転 ○内外観点検	○揺れが収まった後点検し、支障がない場合は運転を再開	

7 被害への対応

- (1) 委託職員は、震度4以上であった場合は緊急時の初期対応に不備の有無を様式7「初期対応チェックシート」で確認する。
- (2) 職員等は、様式2及び様式3の情報を基に、復旧計画等の検討を行う。
- (3) 職員等は、処分場への経路である農道(認定外道路)において、処分場一期入口より西側が通行不能となった場合は業者等と調整する。
- (4) 職員等は、地震の被害により浸出水処理業務を再開できない場合は、浸出水を場内に貯留する。調整槽の定格超過が見込まれる際には浸出水の流入を防ぐため、緊急遮断弁を閉止し流入を止める。
- (5) 委託職員は、震度4以上であった場合は、被害の状況、復旧の目途等を様式6「栗原一般廃棄物最終処分場設備被害状況等報告書」により組合職員へ報告する。また、組合職員は災害対策本部に報告し、必要に応じて両市の所管課及び正副組合長へ報告する。

8 施設の再稼働

地震の被害により中断した浸出水処理については、浸出水処理設備の点検を行い、安全に稼働することが確認できた時点で再開する。

9 緊急時の施設利用制限等への対応

組合が災害対策本部を設置した場合、職員等は、基本マニュアルに基づく災害対策本部の指示に従い、緊急時の対応を行う。

また、処分場の被害状況に伴う施設稼働制限等、市民及び関係機関等に周知する必要がある場合は、災害対策本部に報告し、組合ホームページで周知するほか、速やかに必要な措置を講じる。

第4章 緊急時（風水害及び雪害）対策

第1節 基本的事項

組合職員は処分場に常駐していないことから、風水害及び雪害（以下「風水害等」という。）発生直後から組合職員が到着するまでの間は委託職員により、次のとおり初期対応を実施するとともに、組合職員到着後は相互の協力のもとで対応に全力を注ぐこと。

第2節 緊急時の対応

1 初期対応

- (1) 災害発生直後は人命の保護及び二次災害防止に努める。
- (2) 防災無線等により高齢者等避難が発令された場合、避難の準備を行い、可能な限り土のう等により建物内への浸水を防ぐ対策を行うとともに気象情報等を伊勢原市行政情報メール、ラジオ、テレビ等により把握する。
- (3) 避難指示発令時において施設利用者は、速やかに安全な場所（緊急（一時）避難場所である栗原自治会館）へ避難するよう呼びかける。

2 職員等の動員計画

組合職員は、表4「風水害等時における参集区分表」に従い、平常時の勤務場所に参集する。

なお、委託業者の参集については、委託業者が別に定めることとするが、原則は組合職員の参集区分に準ずる。

表4 風水害等時における参集区分表

風雨、洪水の注意報が発令された場合等で、施設若しくは人的被害の発生のおそれは少ないが、準備・警戒体制を要する事象	警戒体制	必要に応じて施設管理に関わる職員が参集、点検
施設若しくは人的被害発生のおそれが低い事象であるが、事務局長が必要性を判断した場合 【例】警戒レベル3「高齢者等避難」	レベル1	6級以上の職員及び施設管理に関わる職員が参集、点検
施設若しくは人的被害発生のおそれがある事象 【例】警戒レベル4「避難指示」	レベル2	主幹・技幹級以上の職員、施設管理に関わる職員が参集 必要に応じて関係職員を招集 ※職員の安否確認を実施 ※施設利用者を待機させる状況時には、必要に応じて施設管理に関わる職員を処分場内に配置

施設若しくは人的被害が発生又は発生するおそれが高い事象	レベル 3	全職員が参集 ※職員の安否確認を実施 ※施設利用者を避難させる状況時には、主幹・技幹級以上の職員を処分場内に配置
-----------------------------	-------	--

※ 上記レベル 2 以上の場合、事前配備とし、組合職員を通じて総括責任者へ連絡する。

なお、動員人数については、総括責任者が必要人数を決定し、委託職員へ配備命令を行う。

3 委託職員の安否確認及び報告

委託業者の総括責任者は、表 3 のレベル 2 以上の状況にある場合は、職員の安否を確認し、結果を組合職員へ報告する。

4 施設の被害調査

委託職員は、風水害等の危機的事象が発生した場合は様式 2 「浸出水処理設備日報」及び様式 3 「栗原一般廃棄物最終処分場内点検日報」により状況を調査し、基本マニュアルの「危機情報連絡票（基本マニュアル様式 1）」により総括責任者へ報告し、総括責任者は組合職員へ設備被害を報告する。

5 施設の応急措置

委託職員は、被災状況を把握し応急措置が必要な場合、復旧方法等を組合職員と検討し、必要な対応を行う。

6 設備機器操作基準

風水害等発生時の設備機器の取扱いは表 5 「処分場風水害等発生時設備機器操作基準一覧表」のとおりとする。

表 5 処分場風水害等発生時設備機器操作基準一覧表

施設名	設備名	大雨・大雪 風雨洪水警報	避難準備・高齢者等 避難開始発令	避難指示
栗原一般 廃棄物最 終処分場	浸出水 処理設備	継続運転 (直ちに避難できる 状態にする。)	○一時停止し、状況 により避難 ○避難準備・高齢者 等避難発令が解除さ れた後、点検し支障 のない場合は、運転 を再開	○一時停止し、 避難 ○避難指示が解 除された後、点 検し支障のない 場合は、運転を 再開

7 被害への対応

- (1) 委託職員は、緊急時の初期対応に不備がないかを様式7「栗原一般廃棄物最終処分場緊急時の初期対応の基本チェックシート」で確認する。
- (2) 職員等は、様式2及び3の情報を基に、復旧計画等の検討を行う。
- (3) 職員等は、処分場への経路である農道（認定外道路）において、処分場一期入口より西側が通行不能となった場合は、業者等と調整する。
- (4) 職員等は、風水害等により浸出水処理業務を再開できない場合は、浸出水を場内に貯留する。調整槽の定格超過が見込まれる際には浸出水の流入を防ぐため、緊急遮断弁を閉止し流入を止める。
- (5) 委託職員は、被害の状況、復旧の目途等を様式6「栗原一般廃棄物最終処分場設備被害状況等報告書」により組合職員へ報告する。また、組合職員は、災害対策本部に報告し、必要に応じて両市の所管課及び正副組合長へ報告する。

8 施設の再稼働

風水害等により中断した浸出水処理作業については、浸出水処理設備の点検を行い、安全に稼働することが確認できた時点で、再開する。

9 緊急時の施設利用制限等への対応

組合が災害対策本部を設置した場合、職員等は、基本マニュアルに基づく災害対策本部の指示に従い、緊急時の対応を行う。

また、処分場の被害状況に伴う施設稼働制限等、市民及び関係機関等に周知する必要がある場合は災害対策本部に報告し、組合ホームページで周知するほか、速やかに必要な措置を講じる。

第5章 緊急時（火災）対策

第1節 緊急時の対応

組合職員は処分場に常駐していないことから、火災発生直後から組合職員が到着するまでの間は委託職員により、次のとおり初期対応を実施するとともに、組合職員到着後は相互の協力のもとで対応に全力を注ぐこと。

1 初期対応

- (1) 火災発生直後は、人命の保護及び二次災害防止に努める。
- (2) 119番通報する。
- (3) 避難口、排煙窓を開放し、施設利用者は避難場所へ誘導する。
- (4) 避難場所への誘導は、大声で簡潔に行う。
- (5) 総括責任者へ至急連絡する。
- (6) 職員等は、到着した消防隊への情報提供及び関係機関への連絡を行う。
- (7) 消火器設備等を使用し、初期消火をする。二次災害のおそれがある時は初期消火を中止して避難する。

2 避難経路

- (1) 速やかに避難口を開放し、施設利用者を避難場所へ誘導する。また、爆発のおそれがある又は煙が充満している場合は、安全な場所へ誘導する。
- (2) 大規模火災の場合は、伊勢原市の所管課と連絡を取り、施設利用者を緊急（一時）避難場所である栗原自治会館へ誘導する。

3 職員等の動員計画

職員等は、表6「その他災害時における参集区分表」に従い、平常時の勤務場所に参集する。

なお、委託業者の参集については、委託業者が別に定めることとするが、原則は組合職員の参集区分に準ずる。

6 その他災害時における参集区分表

処分場周辺で火災が発生した場合等で、施設若しくは人的被害発生のおそれが低い事象であるが、事務局長が必要性を判断した場合	レベル1	6級以上の職員及び施設管理に関わる職員が参集、点検
---	------	---------------------------

処分場周辺で火災が発生した場合等で、施設若しくは人的被害発生のおそれがある事象	レベル 2	主幹・技幹級以上の職員、施設管理に関わる職員が参集 必要に応じて関係職員を招集 必要に応じて施設管理に関わる職員を処分場内に待機させ、警察、消防等の指示を仰ぐ ※職員等の安否確認を実施
処分場で火災が発生した場合又は処分場周辺で火災が発生した場合等で、施設若しくは人的被害が発生又は発生するおそれが高い事象	レベル 3	全職員が参集 利用者を避難させる状況時においては、主幹・技幹級以上の職員を処分場内に配置 ※職員等の安否確認を実施

4 委託職員の安否確認及び報告

委託業者の総括責任者は、表 5 のレベル 2 以上の状況にある場合は、職員の安否を確認し、結果を組合職員へ報告する。

5 施設の被害調査

委託職員は、火災の危機的事象が発生した場合は様式 2 「浸出水処理設備日報」及び様式 3 「栗原一般廃棄物最終処分場内点検日報」により設備の被害状況を調査し、基本マニュアルの「危機情報連絡票」（基本マニュアル様式 1）により、総括責任者へ報告し、総括責任者は組合職員へ報告する。

6 施設の応急措置

委託職員は、被害状況を把握し応急措置が必要な場合、復旧方法等を組合職員と検討し、必要な対応を行う。

7 設備機器操作基準

- (1) 処分場内での火災又は処分場周辺での大規模火災により、処分場への被害が発生する場合は、設備機器類を一時停止し、避難する。
- (2) 火災鎮火後に、消防署や警察署の現場検証を受け、設備点検した結果、安全が確保された段階で使用を再開する。

8 被害への対応

- (1) 委託職員は、緊急時の初期対応に不備がないかを様式 7 「初期対応チェックシート」で確認する。
- (2) 職員等は、様式 2 及び 3 の情報を基に、復旧計画等の検討を行う。
- (3) 職員等は、火災により直ちに浸出水処理業務を再開できない状況である場合は、浸出水を場内に一時貯留し、安全に貯留できるよう措置を講じる。

- (4) 委託職員は、被害の状況、復旧の目途等を様式6「栗原一般廃棄物最終処分場設備被害状況等報告書」により組合職員へ報告する。また、組合職員は、災害対策本部へ報告し、必要に応じて両市の所管課及び正副組合長へ報告する。

9 緊急時の施設利用制限等への対応

組合が災害対策本部を設置した場合、職員等は、基本マニュアルに基づく災害対策本部の指示に従い、緊急時の対応を行う。

また、処分場の被害状況に伴う施設稼働制限等、市民及び関係機関等に周知する必要がある場合は災害対策本部に報告し、組合ホームページで周知するほか、速やかに必要な措置を講じる。

《組合・両市・県 連絡先》

団 体 名	担 当 部 署	連 絡 先
秦野市伊勢原市環境衛生組合	伊勢原清掃工場	0463-95-1711 (直通)
秦野市	環境産業部 環境資源対策課	0463-82-4401 (直通)
伊勢原市	経済環境部 清掃リサイクル課	0463-94-7502 (直通)
神奈川県	環境農政局 環境部 資源循環推進課	045-210-4156 (直通)

《 関連資料一覧 》

- 1 秦野市伊勢原市環境衛生組合災害対策計画
- 2 秦野市伊勢原市環境衛生組合危機管理基本マニュアル
- 3 伊勢原清掃工場消防計画書
- 4 秦野市地域防災計画（風水害等災害対策計画）
- 5 秦野市地域防災計画（地震災害対策計画）
- 6 秦野市危機管理基本マニュアル
- 7 秦野市災害廃棄物等処理計画
- 8 秦野市にある二市組合所有施設の事故等対応マニュアル（秦野市環境資源対策課・生活環境課）
- 9 伊勢原市地域防災計画（風水害対策編）
- 10 伊勢原市地域防災計画（地震災害対策編）
- 11 伊勢原市災害廃棄物等処理計画

安全パトロール点検表

【第 班】栗原一般廃棄物最終処分場用 様式1

①	はだのクリンセンター	事務所・管理棟・中央・1B～6F機・屋外
②	伊勢原清掃工場管理事務所	事務所・待合棟・炉室・炉前室・屋外
③	伊勢原清掃工場90t焼却施設	事務所・書庫・屋外
④	伊勢原清掃工場90t焼却施設	事務所・休憩室・1F～2F機・中央・屋外
⑤	伊勢原清掃工場90t焼却施設	事務所・管理棟・中央・1F～3F機・屋外
⑥	栗原一般廃棄物最終処分場	事務所・20kV設備・50kV設備・埋立場・屋外

●点検日 年 月 日 (曜日)
 □午前 (: ~)
 □午後 (: ~)
 ●天候 ()
 ●点検者 () 他 () 名
 ●衛生委員(欠席者) () 代理者 ()
 ●立会者 ()

実施場所	点検箇所	地下	1階	2階	3階	4階	5階	6階	屋外	異常の有無	備考
室	内 照明器具・明るさ・整理整頓等									有 ・ 無	
通路・階段	床・足元・汚れ・すべり・照明器具・明るさ等									有 ・ 無	
機械操作室	床・足元・汚れ・すべり・照明器具・明るさ等									有 ・ 無	
作業所	頭上・突起物・落下の危険性・騒音・粉塵・高熱及び五感チェック等									有 ・ 無	
給湯室	清潔感及び衛生状態・整理整頓等									有 ・ 無	
洗面所	清潔感及び衛生状態・整理整頓等									有 ・ 無	
浴室	清潔感及び衛生状態等									有 ・ 無	
トイレ	清潔感及び衛生状態等									有 ・ 無	
場内通路	異物・障害物・可燃物・危険物の発見及び除去等									有 ・ 無	
植木雑草	草木の手入れ及び草刈り等									有 ・ 無	
管理台帳	作業マニュアル・安全衛生用具・有資格者・車両等									有 ・ 無	

安全評価基準【①良好 ②良い ③普通 ④やや悪い ⑤悪い】

特記事項	

[illegible]

浸 出 水 処 理 設 備 日 報

様式 2 (2/2)

年 月 日

菓 品 室				炭 酸 ソ ー ダ 室				良・否	
機器名称	前日レベル	本日レベル	使用量	溶解量	前日在庫量	在庫量	有	無	良・否
硫酸タンク	L	L	L	L					
凝集助剤タンク	L	L	L	L	袋	袋			
凝集剤タンク	L	L	L	L	kg	kg			
苛性ソーダタンク	L	L	L	L	kg	kg			
炭酸ソーダタンク	自動溶解装置				良	否			
凝集助剤コンプレッサー	Mpa				炭酸ソーダ粉体状況		良	否	
脱水機室脱水機稼働									
機器名称	運転状況	通常	電流値	脱水運転時間	mg/L	含水率	ろ液の性状	良	否
電源電圧	—	205V	V	MLSS					
汚泥移送ポンプ B	手動-切-自動	3.2A	A	汚泥搬出量					
汚泥供給ポンプ	手動-切-自動	4.0A	A	20kl/日設備休日放流量	50kl/日設備休日放流量				
汚泥サージタンク攪拌機	手動-切-自動	4.0A	A						
脱水機状態	良	—							
脱水機ケーコンバ	手動-切-自動	4.0A	A		m3				
脱水機設備	停止-運転	—			m3				
汚泥脱水機洗浄弁	手動-切-自動	—			m3				
汚泥移送ポンプ封水弁	手動-切-自動	—							
遠心脱水機	停止-運転	29A	A		m3				
差速機	逆転-停止-運転	10A	A						
運転選択	手動-切-自動	—		地下水流出状況	有 (多い)	少ない)			
排水量	助剤使用量	L		雨水集排水流出状況	有 (多い)	少ない)			
p H 計 指 示 値				良・否					
反応槽 pH 50kl/D		反応槽 pH 20kl/D							
中和槽 pH 50kl/D		中和槽 pH 20kl/D							
備 考									

※通常電流値判定(通常電流値の±5%とする、但し、揚水の高低により値が低い機器有) □異常無し □異常有 (機器名)

栗原一般廃棄物最終処分場内点検日報

年 月 日 () 天候

点 検 場 所	目視点検項目	異状及び状態	備 考				
遮水・遮光シート	劣化の状態	有 ・ 無					
	傷の状態	有 ・ 無					
	融着部の状態	良 ・ 否					
	余裕緩みの状態	良 ・ 否					
土堰堤	法面崩れ等の状態	有 ・ 無					
	堰堤上部崩れの状態	有 ・ 無					
	前堰堤との接続部の状態	良 ・ 否					
	堰堤全体の状態	良 ・ 否					
コンクリート堰堤	劣化の状態	有 ・ 無					
	漏洩の状態	有 ・ 無					
透水層ガス抜き配管	劣化の状態	有 ・ 無					
	管内の詰まり状態	有 ・ 無					
	飛散状態	有 ・ 無					
浸出水ガス抜き堅管	劣化の状態	有 ・ 無					
	管内の詰まり状態	良 ・ 否					
	割栗石の状態	良 ・ 否					
焼却灰の整形	覆土状態	良 ・ 否					
焼却灰搬入出入口	スライド扉の状態	良 ・ 否					
	安全表示板の状態	良 ・ 否					
処理施設搬入出入口	スライド扉の状態	良 ・ 否					
	安全表示板の状態	良 ・ 否					
処分場周り	外部からの槽壁漏れ状態	有 ・ 無					
	安全表示板の状態	良 ・ 否					
	看板の状態	良 ・ 否					
	雨水側溝の状態	良 ・ 否					
	外周フェンスの状態	良 ・ 否					
備 考							
						総括責任者	担 当
決 裁	発 注 者	決 裁 欄			受 託 者		

栗原一般廃棄物最終処分場ヒヤリハット等報告書

年 度		事案番号			
事案名称					
発生日時	年	月	日 () 時 分		
発生場所					
発見者、報告者					
発生状況					
原因					
対処内容					
対応策の提案等					
起案	・	・	決裁		
決裁区分					
	決 裁 欄			委託者	
				総括 責任者	担当

※ 報告者は太枠内を記入し、年度、事案番号は台帳取りまとめ時に記載する。
 事案名称は、具体的な場所、内容等が推測できるようにすること。
 (例：埋立地内にて待機中の埋立用重機に、搬入車両が接触しそうになった等)

栗原一般廃棄物最終処分場災害用備品等一覧表

年 月 日 担当：_____

用 途		品 目 等	個数	チェック欄
1	応急手当物品	救急箱	1	☐
2		副木、担架、毛布	1	☐
3	救急作業物品	ヘルメット、防毒マスク、保護眼鏡、懐中電灯	4	☐
4		ジャッキ、チェーンソー(金属、木材用)、テコの棒、バール、ハンマー	1	☐
5	食料等	非常食料品 (委託職員用 1日×3食×4人)	1 2	☐
6		飲料水 (委託職員用 2日×3本×4人)	2 4	☐
7		簡易トイレ、ラジオ	2	☐
8	防護対策物品	感染防止用マスク	5	☐
9		化学防護手袋	5	☐
10		防護服 (3サイズ×各5枚)	1 5	☐
11		フェイスシールド又はゴーグル	5	☐
12		消毒薬等	5	☐

※ 確認後、□にレ点をすること。不足している場合は、補充すること。

栗原一般廃棄物最終処分場設備被害状況等報告書（第 報）

（地震発生の際には震度 4 以上で本様式を使用する）

秦野市伊勢原市環境衛生組合

報告日時	年 月 日 () 時 分現在 報告者：
設 備 名	
住 所	伊勢原市三ノ宮
電 話	()
F A X	()
災害種類	地震・その他 ()
被 害 状 況 等	■人的状況 工場職員 人、委託職員 人、 そのうち 無 事： 人・死 者： 人 負傷者： 人・不明者： 人 ※不明者は基本マニュアル「行方不明者一覧」に記載
	■建物設備の被害状況 異常（なし・あり） 全壊・半壊・一部損壊（ ）・床上浸水・床下浸水
	■ライフラインの状況 電気：異常（なし・あり）（ ） 水道：異常（なし・あり）（ ） 電話：異常（なし・あり）（ ） 接道：異常（なし・あり）（ ）
	■その他

初期対応チェックシート

年 月 日 担当：

【応急対応措置】

- ☐ 被害者の救出救助、応急救護の実施
 - ☐ 一時避難の住民対応
- ☐ 119番通報
- ☐ 被害者の状況を把握
- ☐ 避難誘導の必要性の検討
- ☐ 安全な避難ルート、避難場所の確保
- ☐ 被害拡大を抑制するための措置
- ☐ 立入禁止区域の設定などの措置

【緊急連絡・情報収集伝達】

- ☐ 主管課等・総括責任者への第1報
- ☐ 危機情報連絡票の作成

【危機対応組織】

- ☐ 関係職員の動員状況確認、人的支援の必要性の検討
- ☐ 当該危機事象の専門家の支援要請の検討

【危機広報】

- ☐ 職員からの問い合わせ対応、情報提供内容の確定
- ☐ 職員への情報発信

【被害状況の把握等】

- ☐ 設備稼働状況等の把握
 - ☐ 脱水機 ☐ 貯留設備 ☐ 空調設備 ☐ 電気設備 ☐ 薬剤タンク
 - ☐ 通信設備 ☐ 水道・受水槽設備 ☐ 処分場周囲
- ☐ 緊急避難通路
- ☐ 組合への応急修繕依頼 ☐ 要 ☐ 不要
- ☐ 委託事業者との連絡調整及び対応方法の検討

(参考様式1)

栗原一般廃棄物最終処分場緊急連絡体制表

伊勢原清掃工場
0463-95-1711
はだのクリーンセンター
0463-82-2502

伊勢原市役所 0463-94-4711	伊勢原市		労基署 平塚労働基準監督署 43-8616
秦野市役所 0463-82-5111	秦野市		警察 伊勢原警察署 94-0110
伊勢原市 環境美化センター 0463-94-7502	美化センター		消防 伊勢原市消防署 95-2119
(有)●●●●●● 000-0000-0000	委託先		病院 東海大学附属病院 93-1121
〇〇警備(株) 000-0000-0000	警備		本社 (株)●●●●●● 000-0000-0000

氏名	電話	氏名	電話
〇〇事務局長	0XX-XXXX-XXXX	〇〇栗原自治会長	0XX-XXXX-XXXX
〇〇工場長	0XX-XXXX-XXXX	〇〇栗原地区対策委員長	0XX-XXXX-XXXX
〇〇担当課長	0XX-XXXX-XXXX		
〇〇施設管理班主幹	0XX-XXXX-XXXX		
〇〇総務課長	0XX-XXXX-XXXX		